

# 空き家を増やさないために

近年の空き家の増加により、防災、防犯、衛生、景観などの問題が生じ、市民の安全・安心な暮らしを阻害しかねないことから、国は、平成26年11月に『空家等対策の推進に関する特別措置法』（以下『空家法』）を制定し、平成27年5月に全面施行しました。

市は、平成21年度から空き家への対策を行ってきましたが、今後は、『空家法』に基づき総合的かつ計画的に空き家対策を進め、市民が安全に安心して暮らすことができるまちにするため、『登別市空家等対策計画』を策定しました。

今号では、空き家がもたらす問題や空き家にならないための方法について紹介します。

▶問い合わせ 都市政策グループ（☎011-323-3000）

## 空き家の状況



近年の人口減少や少子高齢化などの理由により全国的に空き家が増加しています。

総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は平成15年には約660万戸でしたが、平成25年には約820万戸と10年間で約160万戸も増えています。

## 空き家の何が問題なの？



空き家の中でも、放置され続け、老朽化が進んだ空き家によって、市民の安全・安心な暮らしが阻害されてしまうことが危惧されています。

### ●問題の一例

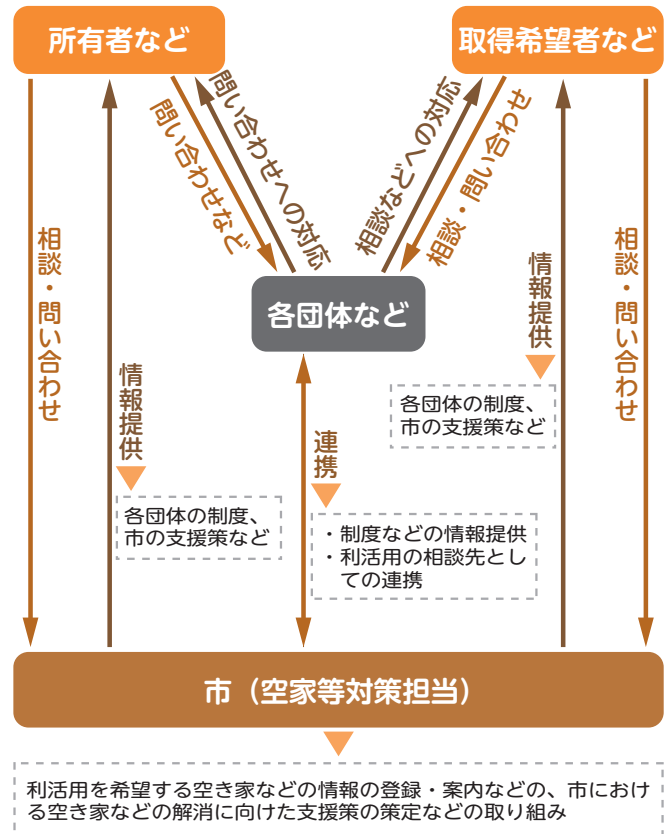
- ・老朽化による倒壊
- ・屋根などの建築部材の飛散
- ・放火や不審者の侵入
- ・不法投棄など

## 空き家対策は何をするの？



『登別市空家等対策計画』では、空き家の発生や問題を解消するため、『発生抑制対策の推進』、『適切な管理対策の推進』、『利活用対策の推進』の3つを基本方針として定め、空き家対策の推進に努めることとし

## <利活用対策のイメージ>



ています。

### ●『発生抑制対策』

放置された空き家とならないために、市が作成したパンフレットを使った周知・啓発を行い、所有者などに空き家発生の抑制を意識していただくよう努めるほか、空き家などに関する総合的な相談体制の整備を行います。

### ●『適切な管理対策』

適切に管理されていない空き家の所有者などへ家屋や敷地の状況を点検するなど、適切な管理の依頼などを行います。

なお、ふるさと納税の返礼品として、現在所有している家屋の状況を

調査してお知らせする『空き家状況確認サービス』を登別市シルバー人材センターで行っています。市外に住むお知り合いの方で、市内に空き家を所有している方がいる場合、ぜひご紹介ください。

### ●『利活用対策』

空き家の活用・流通を図るため、市は、所有者などへ利活用に関する情報提供を行うほか、北海道地建物取引業協会室蘭支部などの専門知識を有する団体と連携を図り、所有者などの理解を得ながら、空き家や空き家を売却した跡地の売買・賃貸を行うなど、利活用の促進を図ります。